

第8 独立行政法人国際協力機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

政府開発援助の実施に当たり、技術の進展等の早い分野で事業の遅延等が生ずる場合、事業実施期間中において当該事業が置かれている状況を確認して、事業実施上の条件の見直しなどの対応を検討するなどして、援助の効果が十分に発現されるなどするよう意見を表示したもの

(令和6年10月23日付けで外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長宛てに意見を表示したものの全文は、75ページの外務省の項に掲記)